

小諸すみれ通信

K O M O R O S U M I R E N E W S

平成 30 年 4 月 2 日改訂 (内容は随時更新いたします)

ソーシャルワーカー / 医療福祉相談室



とくべつしょうがいきゅうふきんせいど 特別障害給付金制度

障害年金はもらえない・・・と

あきらめる前にもう一度確認して下さい！！

特別障害給付金とは？

学生は平成 3 年まで、専業主婦は昭和 61 年まで、国民年金が任意加入となっていました。そのためその当時に未加入のまま病気のため障害を負ってしまい障害年金がもらえなかった元学生や専業主婦等に給付金を支給する制度です。

「特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律」 2006 年（平成 16 年）12 月成立

対象

- 平成 3 年（1991 年）3 月以前の国民年金任意加入対象であった学生
- 昭和 61 年（1986 年）3 月以前の国民年金任意加入対象であった厚生年金や共済組合等に加入していた方の配偶者のいずれかであり、国民年金に任意加入していなかった期間内に初診日がある疾病により現在の障害基礎年金 1，2 級相当の障害のある方が対象となります。

※ ただし、65 歳に達する日の前日までにその障害に該当された方に限ります。

初診日

精神科の症状で初めて医師に診てもらった日のこと。

必ずしも精神科とは限りません。かかりつけの小児科や、保健所の嘱託医等に診てもらった日も含みます。

障害基礎年金 1・2 級相当の障害

1 級：日常生活において、食事や身の安全保持、金銭管理等ができず、通院や

入院でも規則的な服薬管理もほとんど困難であるような程度（一人での日常生活が困難な状態）

2 級：日常生活において、少し援助があれば、ある程度自立できるような状態

支給金額（平成 30 年度）

- ・障害基礎年金 1 級に該当する方・・・基本月額 51,650 円（2 級の 1.25 倍）
- ・障害基礎年金 2 級に該当する方・・・基本月額 41,320 円

※ 特別障害給付金の月額は、前年の消費者物価指数の上昇下降に合わせて毎年自動的に見直されます。

※ 給付金は、認定されると請求月かその翌月分から支給されます。

※ 支給は年 6 回（2 月・4 月・6 月・8 月・10 月・12 月）です。

手続き

市町村の国民年金担当課が手続きの窓口になります。

※ 給付金は申し立てがあった月の翌月分から支給されます。

（たとえば、4 月に請求すると 5 月分からの支給になります。）

※ 請求が遅れた場合に、遡って請求はできません。

申請に必要な書類

- ① 特別障害給付金申請書
- ② 年金手帳又は基礎年金番号通知書
（添えることができないときには理由書）
- ③ 診断書
- ④ 病歴等の申し立て書
等が必要になります。

※ 詳しくは市役所・町村役場にお尋ねください。



留意点

- ・原則として 65 歳に達する日の前日まで請求することが必要です。
- ・特別障害給付金を受給している場合は国民年金保険料の申請免除が可能です。
- ・障害基礎年金の無拠出制と同じ基準となり、ご本人の所得が一定の額以上であるときは支給額の全額又は半額が停止される場合があります。